

お知らせ

今般、当協会会員である武田病院より、当会に対し、神奈川県弁護士会が令和5年7月6日付で同病院に送付した警告文について、詳細な報告がありました。

その報告内容を十分検討した結果、当該患者様の精神症状に対する対応はわれわれの精神科医としての永年の臨床経験に照らしても全く問題はありませんでした。

更に、当該患者様の新型コロナウイルス感染症に対する対応においても、当時の医療状況、特に精神科の医療現場における医療状況においては至極当然の対応であったと断言出来ません。

神奈川県弁護士会が実際の医療現場を全く知らず、今回の一方的な警告文の発出に至ったことに対し遺憾の意を表明しますとともに、同会におかれては今後は精神科医療の実際を踏まえて中立公平の立場に立って対応されることを強く望みます。

武田病院はこれまで同様、今後も神奈川県精神科指定病院、神奈川県精神科救急輪番病院として地域精神医療に貢献していく所存です。

県民の皆様には引き続きよろしく願いいたします。

一般社団法人神奈川県精神科病院協会会長          山 口 哲 顕  
公益社団法人日本精神科病院協会神奈川県支部長      大 野 史 郎